

福祉的ニーズを有する被疑者に対する入口支援

0 はじめに

○入口支援の試み

: 福祉的ニーズを有する被疑者・被告人に対する判決が確定するまでの福祉的見地に基づく支援

- ① 防御権の実質的保障に向けた支援 …特に障がいをもつ被疑者
- ② ダイバージョンに向けた支援 …福祉的ニーズを有する被疑者被告人
 - 実施主体が様々／局地的な試み…全国的な取組ではない

↓

検察における取組を除いては、「目の前にいる福祉的ニーズを抱える被疑者・被告人」に対して
今必要な支援は何かという模索の中で高まってきた運動

⇒従来の起訴猶予・執行猶予判断の基準が前提

☆本報告の対象：②の入口支援

○本報告における検討対象

※②の「入口支援」の試みも多岐にわたっている…被疑者段階と被告人段階では支援の内容も若干異なる
⇒福祉的ニーズを背景として犯罪を行った人々に対する起訴猶予を促進するための支援

<問題関心>

起訴猶予は実際にダイバージョン的機能を果たしている…統計からも明らか

⇔起訴猶予の運用の実情と、起訴猶予に期待されている機能は矛盾していないか

※本報告：刑訴法 248 条に列挙された諸因子における「福祉的ニーズ」の位置づけについて検討
→刑事訴訟法上の「あるべき解釈」ではなく、「今できるベターな解釈」

シームレスな支援の実現に向けた起訴猶予の活用について検討

※検討の根本的な視点：福祉的ニーズを起訴猶予の処分決定に反映するかどうか≠支援の確保

∴福祉的ニーズに対する支援は、本人の権利を基礎とするものであり、処分に関わらず状況とニーズに応じて確保されなくてはならない

1 起訴猶予とそれを促進するための試み

1-1 福祉的ニーズを有する人への起訴猶予の現状

○起訴猶予の実態

: 高齢犯罪者・障がいをもつ犯罪者などより社会的困難が複合的・深刻な被疑者・被告人ほどより
厳しい対応が選択されやすい[浜井浩一『実証的刑事政策論』(2012)132 頁など]

1-2 起訴猶予の積極的運用に向けた諸機関の試み

○具体的な取組み

- ① 検察における取組み：事前調整モデル／社会復帰支援室における入口支援
- ② 新長崎モデル(長崎、宮城、滋賀、島根、和歌山)
- ③ 定着の相談支援業務としての入口支援
- ④ 弁護士会＋福祉機関モデル

○入口支援が行われるようになってきた背景からみる起訴猶予の状況

※そもそも件数が少ない：被疑者段階における入口支援の難しさ

…期間の短さ、釈放の未確定さ、入口支援の必要性に気づく契機の乏しさ、被疑者段階で弁護人がついていない

2 起訴猶予の判断基準と福祉的ニーズ

2-1 起訴猶予の基準における「福祉的ニーズ」の位置づけ

○福祉的ニーズを有する被疑者・被告人に対する「ダイバージョン＋支援」の必要性

⇒ 検察官が起訴猶予処分を決定する際の基準と「支援の確保」は別に論じるべき

○起訴猶予の判断において「福祉的ニーズ」をどのようにとらえるべきか

☆ 「ニーズの存在・大きさ」＋支援を受けることへの同意

※前提：当該犯罪が被疑者の福祉的ニーズを背景として引き起こされている場合

…なんら対応をしないまま放置すると犯罪非行に再度押し流されかねない場合に限定

2-2 「入口支援」のより効果的な運用に向けての展望

○上記の福祉的ニーズの位置づけによる被疑者に対する入口支援の困難さの克服

ア) 期間の短さ

「福祉的ニーズの存在・程度」・支援を受けることの同意を判断基準にいれる、とすれば、無理に支援の確保までを短期間で行わなくともすむのではないか

イ) 釈放の未確定さによる受け皿調整の困難さ

支援の確保を更生緊急保護期間中に行うといった運用により、釈放されてからの調整になる

※ウ) 入口支援の必要性に気づく契機の乏しさ…勉強会や医師等による早期の診断体制等が必要

3 むすびにかえて

☆ダイバージョンに向けた支援は、本来はすべての被疑者・被告人に対して行われるべきもの

☆入口支援のもう一つの側面—防御権保障を確保するための仕組みとの連動が必要

☆被疑者段階ではなく、「モレのない支援」を確保するためには、一貫した支援体制の構築が必要

※入口支援の重視は検察段階におけるダイバージョンの強化につながりうる

→これは、訴訟法的には望ましいことではない

⇒この意味で矛盾を抱えるものではあるが、執行猶予に関する刑法 25 条の規定や保釈の現状にかんがみれば、この入口支援を必要としている被疑者も少なくない